

～暦年贈与による節税と令和3年税制改正大綱～

Q

私（仮名：加藤大二郎）は、今年で70歳となります。そろそろ、相続税対策として、家族へ暦年贈与を実行したいと考えています。私の遺産規模は3億円です。家族構成は、妻、長男、長女です。なお、長男及び長女にはそれぞれ配偶者と子が1人います。贈与対象者は、子（2名）と子の配偶者（2名）そして孫（2名）の合計6名です。贈与金額は、各人おおよそ300万円を予定しています。この場合、どれ程の節税効果があるのでしょうか？また、令和3年度の税制大綱の内容も気になります。

A

加藤さんの場合、毎年継続して贈与することで、将来の相続税の負担減少に大きな効果をもたらします。10年にわたって毎年贈与した場合の以下の様になります。

（単位：万円）

【解説】

純資産価額	生前贈与加算	課税価格	相続税	贈与税	合計税額	贈与がなかった場合の相続税
12,000	1,800	13,800	524	1,140	1,664	2,860

毎年300万円を贈与する場合には、生前贈与をしなかった場合と比較して相続税は軽減されていることが確認できます。また、相続時に納付する相続税額は、**贈与がなかった場合の相続税額と比較して1,196万円少なくなります。**上記の通り、暦年贈与は、贈与時に課税されても相続税の税率より安ければ早めの財産移転は、**大きな節税効果をもたらします。**

注

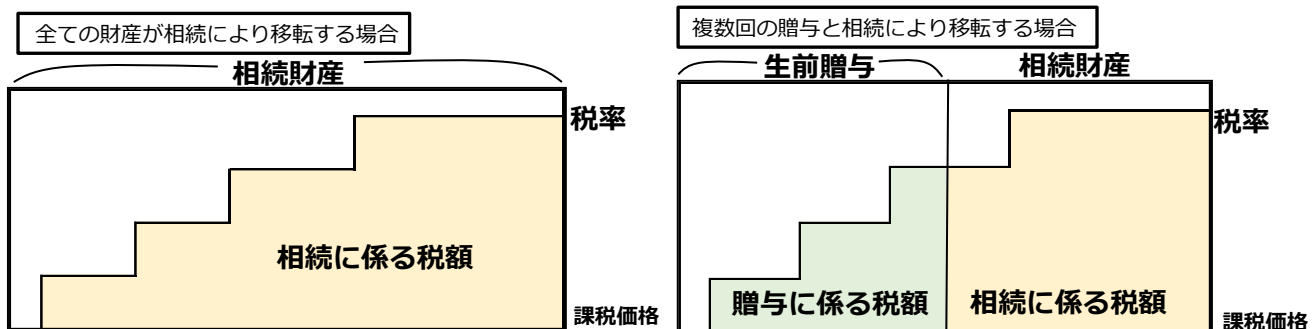
しかし、令和3年度の税制改正大綱において、「資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税に向けての検討」が提言されています。ズバリ、**相続税対策としての暦年贈与は規制される方向にある**ということです。

具体的には将来（来年？あたり）に2通りの税制改正が推測されます。

- **暦年贈与制度を廃止し、相続時に全ての贈与を含めて課税する。**
- **暦年贈与制度を見直し、相続前の贈与の加算を現状の3年前から5年、10年、15年前と延長する。**

どちらの改正になっても、今後、加藤さんが実行する暦年贈与対策は、制限されることになるかと思えます。ぜひとも、今後の相続税の改正の動向には注意をしてください。

「税制改正大綱が予定している改正案のイメージ」～暦年贈与を実行しても、最終税負担額は変動しない～



お問合せ先：税理士法人あおば 資産税担当 税理士 三瀬 義男
 大阪市西区立売堀1丁目1番1号 立売堀1番館4F
 TEL:0120-985-556 URL:www.aoba-atm.com/

解説動画公開中！

YouTube あおば オンラインセミナー